論説

FX 取引に係る損益の確定時期について

-FX 取引の FX スワップ取引内包性-

福岡国税不服審判所長 関本 大樹

♦SUMMARY♦

平成 23 年度税制改正大綱では、現在、所得税法上、総合課税とされている店頭金融デリバティブ取引に係る所得について、「金融商品間の課税の中立性を高める観点から、市場金融デリバティブ取引に係る所得と同様に、20%申告分離課税とした上で、両者の通算及び損失額の3年間の繰越控除を可能と」することとされている。

本稿は、このような法制化による金融所得課税の一体化と緩和を目指す流れを踏まえ、店頭金融デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引(以下「FX 取引」という。)に注目して、これまで契約形態に応じて区々であった当該取引の個人課税上の取扱いについて整理した上で、FX 取引の金融取引としての本来的な課税面の性格をいわゆるバイファケーション(bifurcation)の考え方に基づいて分析し、将来的な総合課税への転換を見据え、FX 取引に係る損益の本来的な確定時期について検討したものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次
1 はじめに
2 FX 取引に係るこれまでの個人課税上の取扱い46
(1) 値洗いの有無による分類 ····································
(2) 裁判例・裁決例における値洗いの取扱い47
3 米国における FX 取引に係る課税上の取扱い ························48
4 商品先物取引との比較49
(1) 商品先物取引における値洗いの取扱い49
(2) 商品先物取引と FX 取引との相違点 ······50
5 FX 取引のバイファケーションによる検討
(1) FX 取引のバイファケーション例 ······50
(2) 検 討
6 まとめ

1 はじめに

平成 23 年度税制改正大綱では、金融証券税制について、「個人金融資産を有効活用し、我が国経済を活性化させるためにも、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要が」あるため(1)、現在、所得税法上、総合課税とされている店頭金融デリバティブ取引に係る所得について、「金融商品間の課税の中立性を高める観点から、市場金融デリバティブ取引に係る所得と同様に、20%申告分離課税とした上で、両者の通算及び損失額の3年間の繰越控除を可能と」することとされている(2)。

本稿では、上記のような金融所得課税の一体化と緩和を目指す法改正の流れを踏まえ、店頭金融デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)に注目して、これまで契約形態に応じて区々であった当該取引の個人課税上の取扱いについて整理した上で、特に店頭取引であるか、取引所取引であるかにはこだわらず、FX取引の

金融取引としての本来的な課税面の性格をいわゆるバイファケーション⁽³⁾の考え方に基づいて分析し、将来的な総合課税への転換を見据え、FX 取引に係る損益の本来的な確定時期について検討しておくこととしたい。

2 FX 取引に係るこれまでの個人課税上の 取扱い

(1) 値洗いの有無による分類

FX 取引は、課税上の取扱いの違いから、 ①清算型(値洗い型)ロールオーバーを行う 契約形態と、②値洗いなしのロールオーバー を行う契約形態の二つに分類することができ る。

ここで、清算型ロールオーバーとは、顧客が保有している外貨のポジションを各営業日の引値(4)で換算評価すること(これを「値洗い(5)」という。)により、取引証拠金の余裕額又は不足額を算出した後で取引の清算を次の営業日に繰り延べることをいい、一方、値洗いなしのロールオーバーとは、当該顧客が保有している外貨のポジションについては、あ

えて値洗いせず、取引証拠金の余裕額又は不 足額については明示的に算出せずに、取引の 清算を次の営業日に繰り延べることをいう。

なお、清算型ロールオーバーによる場合に も、値洗いなしのロールオーバーによる場合 にも、当該顧客が保有している外貨のポジション自体には何ら違いはないこと、そして、 前者における値洗いのそもそもの目的は、後述する商品先物取引の場合と同様に取引証拠 金の過不足を明らかにして当該取引を清算するための担保としての十分な証拠金額を確保することにあることが認められる。ちなみに、 後者においては、前者のように取引証拠金が不足した場合に追加証拠金(追い証)が発生することはない⑥が、いわゆる自動ロスカット⑦などの仕組みにより取引の実行可能性が乏しくなった場合には、強制的に清算が行われることとなる。

つぎに、FX 取引の損益の課税適状時期についてみると、「くりっく365」などの取引所におけるFX 取引については、清算型ロールオーバーが行われるものの、租税特別措置法第41条の14《先物取引に係る雑所得等の課税の特例》によって「当該金融商品先物取引等の決済」の際に先物取引に係る課税雑所得等の金額に対して分離課税することとされており、立法的に課税時期が反対売買による決済の時点であることが明らかにされている。

一方、店頭取引においては損益の確定時期に係る明確な法令等による規定がなく、課税実務上、所得税法第36条《収入金額》等の基本条項の解釈として、清算型ロールオーバーによるFX取引については、年末時点で手仕舞されていない未清算の取引(未決済ポジション)についても、所得税法上、直近の値洗い額に基づいて損益が確定しているものとして取り扱われ、他方、値洗いなしのロールオーバーによるFX取引については、スワップ金利(®)を除き、取引所取引と同様に反対売買による手仕舞が行われるまで損益は確定し

ないものとして取り扱われている。

(2) 裁判例・裁決例における値洗いの取扱い 店頭取引における上記(1)の取扱いについ ては、明確な取扱規定がなかったことから、 これまでも関連する課税処分において納税者 と課税庁との間でしばしば争いになっており、 値洗いなしの FX 取引について設定した取引 口座を解約して取引のすべてを清算する(決 済清算)までは所得が確定しないかが争われ た訴訟の判決例として、平成22年6月24日 東京地裁判決(9) (平成 21 年 (行ウ) 第 449 号)があり、当該判決では、いわゆる権利確 定主義に基づき、売買差損益金の所得確定時 期については、建玉(10)を反対売買により清算 して決済したときであり、スワップ金利に係 る所得確定時期については、建玉を反対売買 により清算して決済したとき又は毎月末であ るとして、課税庁の主張が認められている。

そして、その理由は、次のとおり説示されて

いる:

…本件契約においては、[1]原告が、その 有する建玉を反対売買により清算して決済 するために、決済に係る売買注文をP2に 対して行い、当該売買注文が成立すると、 当該売買の目的となっている外国通貨の受 渡し自体は行われず、本件取引口座を用い て行う差金(売買差損益金)の受払いによ って当該取引が終了するものとされ (…)、 〔2〕また、スワップ金利差調整額は、建 玉の発生した日の翌日以降、計算上日々発 生するスワップ金利差相当額の累積した金 額が、建玉を決済したとき又は毎月末に受 払いの対象たるもの(実現スワップ金利) として本件取引口座において帳尻金の一部 として処理されるものとされている (…)。 〔3〕そして、本件契約に基づく本件 FX 取引によって、原告から見てプラスの帳尻 金が生じている場合には、それは、上記の 処理の結果、有効証拠金(預託金、帳尻金

及び評価差損 [益] 金の合計額) の一部を構成し、原告が P 2 に対して返還を求めることができる金員又は建玉の維持や新たな取引をするための証拠金の一部を成すものとして、本件取引口座に留保されることになる (…)。

以上からすると、本件契約において原告から見てプラスの売買差損益金又はスワップ金利差調整額(実現スワップ金利)が生じた場合、それらは所得税法 36 条 1 項にいう「収入すべき金額」に当たるというべきであり、収入の原因となる権利が確定した時期(収入計上時期)は、売買差損益金については、建玉を反対売買により清算して決済したときであり、スワップ金利差調整額(実現スワップ金利)については、建玉を反対売買により清算して決済したとき又は毎月末というべきである。

また、値洗いありの FX 取引において反対 売買により決済が行われるまでの持高ないし 保有高について、営業日ごとの評価替えによ り生じる為替差損益は、その時点で損益とし て確定するか否かが争われた裁決例として、 平成 21 年 4 月 27 日大裁(所) 平 20-71(11) (以下「本裁決例」という。) がある。当該裁 決においては、審査請求人(以下、単に「請 求人」という。)により、FX 取引は、「一定 の証拠金を預託して外貨保有の権利を取得し、 それを反対売買することにより損益が確定す るものであるから、本件清算型ロールオーバ 一により営業日ごとに生じる本件為替差損益 は[値洗いによって]確定しておらず、当該 損益は、所得税法上、実現した収益には該当 しない」などと主張されたが、当該取引では、 営業日ごとの評価替えにより生じる為替差損 益が顧客の取引口座において日々清算され、 当該口座の預託金残高が必要証拠金を上回っ ている場合には、いつでも現金による返還を 請求できることなどの認定事実に基づき、清

算型ロールオーバーが行われた時点において、本件為替差損益が確定するものとして、原処分庁の課税処分が支持されている。そして、その理由は、権利確定主義に基づき、次のとおり説示されている:

すなわち、営業日ごとに行われる本件清 算型ロールオーバーにより、評価益が生じ た場合には、「FX 取引業者である」C 社に は評価益相当額の支払義務及び請求人には 評価益相当額を受け取る権利が確定し、こ れとは逆に評価損が生じた場合には、C社 には評価損相当額の支払を受ける権利及び 請求人には評価損相当額を支払う義務が確 定するとともに、本件為替差損益の金額が 具体的に確定するというべきである。そし て、これを前提に、C 社は、営業日ごとに 本件為替差損益を本件取引口座内において 清算し、未決済ポジションの取得価額は、 営業日ごとに本件清算型ロールオーバーに より評価替され、さらに、評価替による評 価益が生じた場合には、一定の要件のもと で現金による返還を請求することができる のであるから、本件 FX 取引においては、 本件清算型ロールオーバーが行われた時点 において、本件為替差損益が確定し、これ について現実に収入があった又は収入の原 因たる権利が確定的に発生したというほか ない。

したがって、本件為替差損益は、営業日 ごとに行われる本件清算型ロールオーバー の時点で損益が確定するとともに実現した と認めるのが相当である。

3 米国における FX 取引に係る課税上の取扱い

我が国における店頭外国為替証拠金取引に相当する取引については、米国において一般的には、「spot Forex」と呼ばれている⁽¹²⁾が、内国歳入法上、同法 988 条 《特定の外貨取引

の取扱い》による規制の対象となり、同条の規定を受けた内国歳入規則(以下、単に「規則」という。)1.988-1条《一定の定義及び特別規則》(b)項《スポット取引》において、「スポット取引」として定義されている。

ここで、スポット取引とは、「非機能通貨(13)を当該契約の実行日から2営業日以内に売り買いする契約」と定義されており(14)、また、同条(e)項《為替損益》において、スポット取引などによる為替損益(15)とは、「『988条取引(16)』について規則1.988・2条で規定されているとおり実現される損益の額を意味する」こととされている。

そして、上記の為替損益の計算規定を具体的に定めた規則 1.988-2 条《為替損益の認識及び計算》の(d)項《先渡取引、先物取引及びオプション取引に係る為替損益》の(ii)項《スポット取引の取扱い》では、「スポット取引が当該通貨の引渡しよりも前に処分(さもなければ終了)されるようなものでない限り、本(d)項においては、規則 1.988-1 条(b)項で定義されている非機能通貨の売買のためのスポット取引は、同条(a)(2)(iii)項で規定されている先渡取引ないしその類似の取引には該当しない」こととされている「17」。つまり、スポット取引において取引通貨がいわゆる現引き「18」される場合には、先渡取引等としては取り扱われないこととされている。

なお、spot Forex の場合には、ほとんどの場合、反対売買によって決済されることになるものと考えられるが、一般的には現引きすることもできる契約形態となっていることから、特定の先渡取引等に係る期末時価評価とその損益に対する宥恕的な取扱いを定めた内国歳入法 1256条《1256条取引に係る期末時価評価》の適用は原則としてない(19)。したがって、spot Forex に係る為替損益については、通常所得又は通常損失として課税されることとなる(20)。

さらに、988条取引のロールオーバーにつ

いては、規則 1.988-2 条(d)(2)(v)項《特定の契約の満期の延長》にその取扱いが規定されており、「引渡し時期の延長は、その公正市場価値による当該契約の売却又は交換であり、新たに契約が行われる」ものとみなされ(21)、その時点で為替損益が確定するものとして取り扱われる旨規定されている。ただし、一般的に FX 取引業者は、当該規定の趣旨とは異なり、取引実務上、個々のロールオーバーによって利益が確定するものとは取り扱っていないようである(22)。

以上で概観したとおり、米国における spot Forex については、現引きされる場合やヘッジ取引に該当する場合⁽²³⁾などを除いて、少なくとも税制上は、988条取引として日々行われるロールオーバーごとに為替損益が確定するものとみなされる模様である。

4 商品先物取引との比較

(1) 商品先物取引における値洗いの取扱い

ここで先物取引としては FX 取引よりも歴 史のある商品先物取引における値洗いの課税 上の取扱いについて概観しておきたい。

商品先物取引においては、反対売買が成立 し、差金等決済を了した時に差損益金として 債権債務の金額が具体的に確定するから、そ の時点をもって、商品先物取引に係る雑所得 の総収入金額又は必要経費の計上時期とする のが相当であるとされており、参考となる裁 決例としては、平成16年4月26日札裁(所) 平 15-22 (公刊物未登載) が挙げられよう。 当該裁決では、年末における建玉に係る値洗 い損の額について、当該商品先物取引に係る 雑所得の金額の計算上損失が生じたものとし て取り扱うべきである旨の請求人の主張に対 して、①商品先物取引における損益は、差金 等決済を行うことによって生じるところ、建 玉の値洗いは売り又は買いの契約が成立した ときの約定値段とその日の商品取引所の終値 との価格差を計算するもので、値洗い損はそ

の終値により反対売買をしたとすれば見込まれる仮定の損失であること、そうすると、② 値洗い損は、委託者と受託者である商品取引 員との間では、取引の担保である委託証拠金 の預託必要額の判断、いわゆる委託追証拠金 (追い証)の要否判断の指標であって、値洗 い損が生じたことのみで、商品先物取引にお ける損失が生じたとすることはできないこと から、本件商品先物取引に係る雑所得の金額 の計算上損失が生じたものとは認められない と裁決している。

しかるに、本裁決例の FX 取引においても、 値洗いに伴って追い証があり得ることから、 値洗いの目的自体は、上記の商品先物取引の 場合と何ら異なるものとはいえないことが、 上記 2 の(2)で紹介した本裁決例の請求人の 主張の主な根拠であると思料される。つまり、 請求人の当該主張は、値洗いについては飽く までも取引の実行可能性を担保するために取 引証拠金の余裕額ないし不足額を見極めるた めの手続であり、保有する未決済ポジション について損益が相場の動きと共に変動しなく なるという意味における確定は、商品先物取 引と同様に反対売買を行わない限り実現でき ないというものであると考えられる。

(2) 商品先物取引と FX 取引との相違点

そこで、本裁決例の請求人の上記疑問に応えるべく、商品先物取引と FX 取引の相違点を明らかにしておきたい。

まず、二つの取引の取引形態の大きな違いは、商品先物取引においては、約定はされるものの、飽くまでも当該建玉の限月⁽²⁴⁾までは当該取引が実行されず、取引自体は存続し続ける先渡取引によって構成されているのに対して、FX 取引の場合には、その構成要素となるのが直物為替取引⁽²⁵⁾ (スポット取引)であり、当該スポット取引は約定(かつ実行)の2営業日後には決済日を迎えてしまうという点にある。つまり、FX 取引においては、顧客が取得した為替ポジションの基礎となる

スポット取引は約定時点で既に実行されており、ロールオーバーの判断をしない限り、顧客は、約定2営業日後には決済をしなければならず、そのため各営業日の終了までの段階でロールオーバーによって決済日をその翌営業日に繰り延べるか、あるいは、反対売買を行うことにより手仕舞うかを選択しなければならないのである。

しかし、FX 取引における上記の特徴のみからは、なぜロールオーバーをした場合にも反対売買をしたのと同様に日々損益が確定することとなるのかについては必ずしも明らかではないであろう。そこで、この点について更に検討するために、FX 取引をバイファケーション(26)することにより以下分析してみることとしたい。

5 FX 取引のバイファケーションによる検討

(1) FX 取引のバイファケーション例

FX 取引をバイファケーションした例を次表に掲げる。その例1は、当日だけ米ドルの買いポジションを保有するための取引のバイファケーション例を表している。

FX 取引のバイファケーション例 (その1)

(例 1) 当日だけ米ドルの買いポジションを 持つための取引

第1日 円売り米ドル買いの約定 米ドル売り円買いの約定(手仕舞)

第2日 :

第3日 円売り米ドル買いの決済 米ドル売り円買いの決済

つまり、そのような取引は、第1日目に行われる円売り米ドル買いのスポット取引と同営業日中の手仕舞のための米ドル売り円買いのスポット取引に分解し得るものと考えられる。なお、このような取引によれば顧客が当該営業日における為替レートの変動に係る損益を実現できることは自明であろう。また、顧客から当該注文を受けた FX 取引業者は、

為替リスクを負担したくなければ、実際に当該注文をインターバンク市場に取り次がなければならないものと考えられる⁽²⁷⁾。

つぎに、次表の例2は、2日間にわたって 米ドルの買いポジションを保有するための取 引のバイファケーション例を表している。

FX 取引のバイファケーション例(その2)

- (例2) 一晩米ドルの買いポジションを持ち越したい 場合(決済を1日間繰り延べる取引)
- 第1日 円売り米ドル買いの約定spot-next型のFXスワップ
 (sell/buy型米ドル・スワップ)の約定
- 第2日 米ドル売り円買いの約定(手仕舞)
- 第3日 円売り米ドル買いの決済FX スワップの前段 (first leg) の実行 (米ドルを円に交換)
- 第4日 FX スワップの後段 (second leg) の実行 (円を米ドルに交換)米ドル売り円買いの決済

ここで、例1と異なるのは、第1日目の営 業日の終わりに spot-next 型の FX スワップ 取引(28)を行うことにより、第3日目に行われ る第1日目の円売り米ドル買いのスポット取 引の決済を実質的に第4日目に繰り延べるこ とを行っている点である。なお、この spot-next 型の FX スワップ取引は、契約期間 については約定日を含め4日間であり、スワ ップ金利を対価として第3日目に発生する第 1日目のスポット取引に係る米ドルのキャッ シュフローを一旦円転し(この時点で損益が 確定するものと考えられる。)、その見返りと して、当該円転した円を第4日目に当初額と 同額の米ドルに再度戻すための取引であ る(29)。これによって、第2日目に行われた手 仕舞のための米ドル売り円買いのスポット取 引の決済のための米ドルのキャッシュフロー が為替リスクなしに第4日目に確保されるこ ととなる。そして、これにより顧客は、スワ ップ金利を対価として米ドルの一定のポジシ ョンを2営業日にわたって保持するとともに、2営業日分の為替レートの変動に係る損益を 実現できるわけである。なお、顧客から当該 注文を受けた FX 取引業者は、為替リスクを 負担したくなければ、実際にこれらの取引を インターバンク市場に取り次ぐ必要があるこ とは例1と同様である。

さらに、次表の例3は、3日間にわたって 米ドルの買いポジションを保有するための取 引のバイファケーション例を表している。こ こで、例2と異なるのは、同例における第4 日目に発生する米ドルのキャッシュフローを 更に繰り延べるためにその時点のスワップ金 利を対価として spot-next 型の FX スワップ 取引を第2日目に再度約定する点である。

FX 取引のバイファケーション例(その3)

- (例3) 二晩米ドルの買いポジションを持ち越したい 場合(決済を2日間繰り延べる取引)
- 第1日 円売り米ドル買いの約定spot-next 型の FX スワップの約定
- **第2日** spot-next 型の FX スワップの再約定 (「再スワップ」)
- 第3日 円売り米ドル買いの決済 FX スワップの前段の実行 (米ドルを円に交換) 米ドル売り円買いの約定(手仕舞)
- 第4日 FX スワップの後段の実行 (円を米ドルに交換) 再スワップの前段の実行

(米ドルを円に交換) 第5日 再スワップの後段の実行 (円を米ドルに交換)

米ドル売り円買いの決済

以上の説明から明らかなように、顧客が更にポジションを保持し続ける目的で決済日を遅らせるためには、スワップ金利を対価として spot-next 型の FX スワップ取引を繰り返し行えばよく、一方、手仕舞したければその時点で反対売買を行うこととすればよいわけである。

結局、FX 取引は、実質的にこのような一連の取引の流れとして構成されているものとみなすことが可能であるわけである。そして、そのような流れの中で、建玉したポジションが FX スワップ取引により外貨と邦貨(30)との間で形を変えながら、いわば動的に保持されるとともに、それに応じてスワップ金利が遣り取りされるものと認識することが可能なわけである。まさしく、このような点がインパクトローン(31)におけるような、いわば静的な外貨ポジションの保持とは決定的に異なるものと考えられる。

(2) 検 討

上記(1)の分析からすると、FX 取引にとって本質的なスポット取引は、当該ポジションの保有期間の最初と最後に実行されるのみであって、それ以外の期間は、FX スワップ取引が日々のスワップ金利の相場に基づいて新規に繰り返されるとみなせるわけである。

そして、このような決済の繰延べのメカニ ズムは、短期のスポット取引を基礎とする FX 取引に特徴的なものであって、中長期の 先渡取引を基礎とする商品先物取引には想定 することはできない。したがって、商品先物 取引においては、日々の値洗いは取引証拠金 の確保のための建玉の単なる時価評価でしか なく、手仕舞によって初めて損益が確定する と認識すべきであるのに対し、他方、FX 取 引における値洗いは、その目的自体について は商品先物取引と同様ではあるものの、FX 取引に実質的に内包されている、決済日の繰 延べのために顧客の日々の判断により行われ る FX スワップ取引そのものとみなせること から、当該取引によって各営業日ごとに損益 が確定すると考えられるわけである。

なお、上記バイファケーションの妥当性や 説得力について議論の余地なしとはしないも のの⁽³²⁾、仮に本裁決例において請求人が事前 に上記のような考え方について理解すること ができたとすれば、原処分に準じた申告が納 得して行えたのではなかろうか。

おって、上記の考え方がロールオーバーの 方式に特に依存していないことからすると、 仮に値洗いなしのロールオーバーの場合にも 敷衍できるとすれば、店頭取引における FX 取引について、権利確定主義に基づき値洗い の有無によって損益の確定時期を区別してい る現在の実務上の取扱いは総合課税に移行す る場合には再検討すべきであろう(33)。また、 取引所取引に係る FX 取引に対する現行の取 扱いについても、そのような経済的実質の上 に設けられた特例的なものであるというその 性格が理解できよう。

6 まとめ

本稿では、FX 取引のバイファケーションによる分析を通じて、FX 取引に実質的に内包されている、決済日の繰延べのための FX スワップ取引に注目して FX 取引に係る損益の本来的な確定時期について検討した。

金融商品に対する課税の現状は、既に企業会計上の時価会計の考え方が取り入れられた法人税制(34)と従来からの権利確定主義に貫かれた個人税制との間で大きな乖離が生じているものといえよう。例えば、商品先物取引などの先物取引についても、法人税法上は期末時価評価が規定されている(35)のに対して、所得税法上はそのような規定がない。したがって、個人の場合、米国では税法上一定の規制が行われている、いわゆる両建て取引(36)によって損益の発生を操作することが現状では可能である。一方、我が国においても法人税法上は取扱規定が定められているヘッジ取引(37)についても、所得税法上は特段の取扱規定が定められていない。

金融商品が高度化し、複雑化するにしたがい、個人税制において従来からの権利確定主義に拘泥することは、上記2の(2)で紹介した FX 取引に係る各事例をみても明らかなように、納税者サイド、課税庁サイド双方にとっ

て課税上の取扱いに係る明瞭性や予見可能性を阻害する要因になってきているものと考えられる。また、権利確定主義に捉われすぎることにより、金融取引の持つ経済的実質から乖離した課税上の取扱いが行われる可能性も高くなるであろう(38)。したがって、金融取引については、米国において行われているようなバイファケーションやインテグレーションなど経済的実質を踏まえた課税上の取扱いを可能とするように、例えば、そのような取扱いに係る通則的な法令等の規定を整備することなどにより、権利確定主義との調整を図る必要性が更に高まるものと考えられる(39)。

おって、今回予定されている税制改正により FX 取引等に限ってみれば、分離課税とすることを通じて、取引所取引・店頭取引の区別なく、その課税上の損益の確定時期が明確化され、整理されるものと考えられるものの、新たな金融商品の出現の可能性や金融所得に対する本来的な総合課税への移行を見据えれば、今後は個人税制においても法人税制に準じた金融商品の包括的な取扱いの法整備が期待されよう(40)。さらに、金融取引のグローバルな性格を考慮すれば、現在は国ごとに区々である金融取引の課税上の取扱いの国際的なハーモナイゼーションという課題への対応もより重要になってくるであろう。

(1) 税制調査会『平成 23 年度税制改正大綱』(平成 22 年 12 月 6 日) 14 頁、(平成 23 年 5 月現在) http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2010/_icsFile s/afieldfile/2010/12/20/221216taikou.pdf 参照。 のある取扱いとすべきとする観点から、当該新 規の金融取引を各要素取引に分解して課税上取 り扱うことをいう。例えば、多額の不定期支払 のあるスワップ取引については、実質的にロー ンが組み込まれているとみなすことができる。 関本大樹「トータル・リターン・スワップの課 税上の取扱いについて一期末時価評価は万能 か?-」税大ジャーナル第4号(2006.11)89 頁、文末脚注46参照。ちなみに、それとは逆に、 個々の取引をみると課税上一定の取扱いがなさ れている独立な取引ではあるが、それらが総合 されると他の経済的に同値な一体の金融取引と みなせる場合に、個々の要素取引を単体として ではなく、むしろ一体として課税上取り扱うこ とを「インテグレーション」(integration) とい う。例えば、米国内国歳入規則には、複数のス ワップ取引が組み合わされることによって実質 的に課税上ローンとみなされる場合があること が例示されている (同規則 1.446-3 条(g)(6)項例 4 《ローンとみなされるスワップ》)。同資料89 頁、文末脚注 38 及び 46 参照。また、我が国に おいても法人税制では、デリバティブ取引を用 いたいわゆるヘッジ取引について法人税法第61 条の6《繰延ヘッジ処理による利益額又は損失 額の繰延べ》及び第61条の7《時価ヘッジ処理 による売買目的外有価証券の評価益又は評価損 の計上》によってその課税上の取扱いが規定さ れているが、このヘッジ取引をヘッジされる金 融取引等と一体として課税する取扱いもインテ グレーションの一形態であるということができ よう。

- (4) 「ひけね」と読み、「終値(おわりね)」ともいうが、FX 取引の場合、各営業日はニューヨーク市場の終了を基準に区切られていることから、ニューヨーク市場における夕方5時(日本時間で午前6時ないし7時)前における為替レートのことをいうこととなる。
- (5) 英語では、値洗いを「mark-to-market」といい、時価会計制度を「mark-to-market accounting」という。
- (6) 値洗いなしロールオーバー方式を採っている ものの更に追加証拠金の仕組みをも採用してい るような取引形態の場合には、実質的に清算型 ロールオーバー方式によっていると認定できる

⁽²⁾ 前揭注(1)、同資料同頁参照。

⁽³⁾ バイファケーション (bifurcation) とは、特に、新規の金融取引に対する課税上の取扱いを考える場合に、既に課税上一定の取扱いがなされている基礎となるべき複数の金融取引(以下「要素取引」という。)が複合されて一体の金融取引として構成されているとみなせるときには、当該要素取引の個々の課税上の取扱いと整合性

場合もあろう。

- (7) 相場が悪くなり保有ポジションの評価額が取引証拠金の一定割合を下回った場合に強制的に当該ポジションを反対売買により清算する仕組み。「自動ストップロス」とも呼ばれる。なお、自動ロスカットが行われる前に相場が一定の危険水準に達した場合には顧客に対してその旨が通知され、その際に任意で取引証拠金を増額することは可能であるものの、追い証が求められることはないようである。自動ロスカットの詳細については、FX 総研 LLC「FX 取引入門」(平成23年5月現在) http://www.fx-soken.co.jp/nyumon/n_040.html など参照。
- (8) スワップ金利は、「スワップ・ポイント」とも呼ばれ、通貨間の金利差を調整するために通貨の売り手と買い手の間で遣り取りされる金額であるが、金融工学的にいえば、スワップ金利は、二つの異なった通貨のキャッシュフローを約定時点で経済的に等価にするために別途遣り取りされるキャッシュフローであるということができよう。
- (9) 当該判決に係る解説としては、一杉直「外国為替証拠金取引により生じた売買差損益等の課税所得性」『実務家のための判例・裁決例セミナー29』、国税速報第6163号(平成23年4月25日)38~45頁)、北澤達夫「外国為替証拠金取引により生じた売買差損益金等は、雑所得に当たるとされた事例」『特集商品先物取引・FX・レポ取引等を巡る諸問題』税務事例、Vol. 43、No.6 (2011年6月)21~25頁がある。
- (10) 買い又は売りをしたまま、未決済(現物引渡 しや反対売買が行われていない状態)になって いる契約を「建玉(たてぎょく)」という。
- (11) 当該裁決に係る解説としては、石川欽也「FX 取引における反対売買により決済が行われるまでの持高などにつき生じた為替評価差益は営業日ごとに確定するとした事例」裁決事例研究、月刊税務事例 42 巻 6 号 1 頁などがある。
- (12) 例えば、Forexrealm「Spot forex trading」(平成 23年5月現在)http://www.forexrealm.com/trading-practice/spot-forex-trading.htmlなど参照。なお、同資料やSam Y. Cross「The Foreign Exchange Market in the United States」(1998年、Federal Reserve Bank of New York)31~

- 57 頁 (同月現在) http://www.spytrdr.com/ForeignExchangeMarket.pdf によれば、spot Forex は、高い流動性が必要とされることから、いわゆるインターバンク市場という国際市場を基礎とした店頭取引により取引される。おって、「spot Forex」は、内国歳入規則上は、「spot contract」として定義されている(規則 1.988-1 条(b)項《スポット取引》参照。)。
- (13) 非機能通貨 (nonfunctional currency) とは、 内国歳入法 985 条《機能通貨》で規定されている機能通貨 (functional currency) 以外の通貨と定義されており (規則 1.988·1 条(c)項《非機能通貨》参照。)、通常は外貨を指す。同法同条によれば、機能通貨は、基本的には米ドルを意味するが、海外支店など当該事業単位の事業活動の主要な部分が執行される経済環境において用いられる通貨であって、記帳にも用いられている通貨とされる場合がある。
- (14) 具体的には、「A spot contract is a contract to buy or sell nonfunctional currency on or before two business days following the date of the execution of the contract.」と定義されており、特に店頭取引であるか否かは区別されてない。
- (15) 具体的には、「The term "exchange gain or loss" means the amount of gain or loss realized as determined in § 1.988-2 with respect to a section 988 transaction.」と定義されている。
- (16) ここで「988 条取引」(Section 988 transaction)とは、「当該納税者が受け取ること のできる(又は支払うべき)金額が、①非機能 通貨によって表示されているか、②一つ又はそ れ以上の非機能通貨の価値を参照して定められ ている取引であって、次のような取引が該当す る。つまり、①債券等を取得すること又はその 支払義務者となること、②本項の目的の限りで、 費用又は総所得若しくは総収入の任意の項目 (item) について、その実現する日以後に支払 うべき又は受け取るべき項目が実現したと認識 すること、③任意の先渡取引、先物取引、オプ ション取引又はそれらに類似の金融商品につい て契約するか取得すること」である。内国歳入 法 988 条(c)(1)項《988 条取引》参照。なお、少 額の個人取引に係る適用除外規定がある。同条

(e)項《個人に対する適用》参照。

- (17) 具体的には、「Solely for purposes of this paragraph (d), a spot contract as defined in § 1.988–1(b) to buy or sell nonfunctional currency is not considered a forward contract or similar transaction described in § 1.988–1(a)(2)(iii) unless such spot contract is disposed of (or otherwise terminated) prior to making or taking delivery of the currency.」と規定されている。
- (18) 「現引き」とは、差金決済する代わりにその 時点の為替レートで外貨相当分の証拠金を入金 し、買い待ちしていた外貨を実際に受け取るこ と。「現受け」、「デリバリー」とも呼ばれる。
- (19) ただし、内国歳入法 988 条(a)(1)(B)項《先渡 取引等に係る特別規定》において、固定資産で ある先渡取引、先物取引又はオプションに伴う 為替損益については、納税者の選択によって資 産所得又は資産損失 (capital gain or loss) とし て取り扱うことが認められていることから、IRS Notice 2007-71 Modification of Notice 2003-81」(2007 年 8 月 27 日付 Internal Revenue Bulletin 2007-35) が発遣されるまで は、spot FOREX についても、特定の先渡取引 等に係る期末時価評価とその損益に対する宥恕 的な取扱い(60/40 capital gain or loss)を定め た内国歳入法 1256 条が適用される「1256 条契 約」(section 1256 contract) に該当するものと して、納税者が事業者(trader)である場合に は、その選択によって宥恕的な取扱いが事実上 認められていた模様である。Forex Law Blog 「Forex Tax Issues - Notice 2007-71」(平成 23 年 5 月 現 在) http://www.forexlawblog.com/ forex-tax-issues-notice-2007-71/参照。

なお、spot Forex が 1256 条取引に該当し得るか否かについては、現在でも個々の取引形態によっては、該当し得る余地があるようであるが、IRS は、その点に関する明確な見解を示していない模様である。Robert Green ほか「spot forex update」GREENTRADER WEBLOG(2011 年1月29日付、GREENTRADERTAX & GREEN TRADERFUNDS)(平成23年5月現在)http://www.greencompany.com/blog/index.php?sectionid=22参照。

- 型の 具体的には、内国歳入法 988 条(a)(1)(A)項《通則》において「Except as otherwise provided in this section, any foreign currency gain or loss attributable to a section 988 transaction shall be computed separately and treated as ordinary income or loss」と規定されている。William R. Pomierski「Current Federal Tax Developments Separate vs. Integrated Contracts, Foreign Currency Contracts Under Code Sec. 1256, Prepaid Forwards and Contingent Exchange Traded Notes」(2008年、Journal of Taxation of Financial Products, Volume 7 Issue 1)9頁(平成 23年 5月現在)http://www.mwe.com/info/pubs/Pomierski_JO FP_07-01.pdf 参照。
- (21) 具体的には、「An extension of time for making or taking delivery under a contract described in paragraph (d)(1) of this section (e.g., a historical rate rollover as defined in §1.988–5(b)(2)(iii)(C)) shall be considered a sale or exchange of the contract for its fair market value on the date of the extension and the establishment of a new contract on such date.」とされている。

ちなみに、上記で、「historical rate rollover」とは、特に中長期の先渡取引において当初の為替レートのままで決済を先延ばしにすることで、為替差損益の繰延手段として用いられ得ることが指摘されている。例えば、Edna Carew「The Language of Money」(平成 23 年 5 月現在)http://www.anz.com/edna/dictionary.asp?action=content&content=historical_rate_roll など参照。

(22) したがって、為替相場が年をまたがって大きく変動した場合などには、FX 取引業者から提供される取引情報のみに基づいて申告すると、課税上の問題が生じる可能性がある模様である。前掲注(19)、Robert Green ほか同資料では、そのような事情から「Our tax preparers aren't going to be happy with some of these situations, especially when a client stays in Section 988 and doesn't use MTM [mark-to-market] reporting.」と課税上の取扱いに注意しなければならないことが紹介されている。

- (23) 規則 1.988-5 条(b)項《ヘッジされた未履行の 契約》参照。
- (24) 商品先物取引においては、一定の決まった月までに現物引渡し(先渡し契約を伴うもの)又は反対売買(転売・買戻し)で決済することが約束されている商品を売買するが、この決められた月を限月(げんげつ)という。
- (25) 英語では単に「spot」と呼ばれる取引であり (前掲注(12)、Sam Y. Cross 同書 31~36 頁参 照。)、米国内国歳入規則上、「spot contract」と 呼ばれるのは、前掲注(14)のとおり。したがって、 以下、同様に「スポット取引」という。
- (26) 前掲注(3)参照。
- (27) ただし、現実の取引では、FX 取引業者がインターバンク市場に取り次がなければならない注文の規模は、一定期間内のすべての顧客の売りと買いの注文を集約した正味(ネット)の注文の量を基礎とすれば十分であろう。後掲注(28)後段参照。
- (28) FX スワップ取引 (FX swap) は、決済日 (value date)の異なった二つの通貨の異なるキャッシ ュフロー(先行するキャッシュフローを first leg と呼び、後行するキャッシュフローを second leg と呼ぶ。) によって構成されるスワップ取引であ り、契約両当事者は、first leg として二つの通貨 を特定のレートで一旦交換し、second leg とし て first leg と同一のレートを含む調整後のレー トにより再交換する取引である。FX スワップ取 引のうち、spot-next 型の FX スワップ取引は、 スポット取引の決済日を1日繰り延べるために 用いられる FX スワップ取引であり、そのほか に tom-next 型と呼ばれる、翌日の決済日を翌々 日に繰り延べるための FX スワップ取引などが よく用いられる。なお、それらの詳細について は、前掲注(12)、Sam Y. Cross 同書 40~44 頁を 参照されたいが、同書において、FX スワップ取 引がインターバンク市場のディーラーの間では 非常に一般的な取引であって、同書作成時点に おける米国店頭外国為替市場の取引高の半分近 くを占めていることが紹介されている(同書41 頁参照)。

おって、spot Forex におけるロールオーバー のことを「tom-next rollover」と呼んだり、実際に遣り取りされるスワップ金利が、tom-next

型の FX スワップ取引を基礎として計算されることもあるようである (例えば、http://www.citifxpro.com/rollovers (平成 23 年 5 月現在) 参照。なお、spot-next 型によるものとしては、http://www.mfngroup.com/overnight-interest.html (同月現在) 参照。)が、これは、FX 取引業者が為替リスクを回避するために実際にインターバンク市場において行う FX スワップ取引がすべての顧客の前日末のポジションを相殺したネットのポジションを基準として翌日に行われるためであると考えられる。Advertical Media LLC「Rollover Fees」(2011 年 2月 22日、forextraders)(平成 23 年 5 月現在) http://www.forextraders.com/forex-strategy/rolloverfees.html 参照。

(29) FX 取引業者が為替リスクを回避せず、投機的 に振る舞う場合などには、そのような FX スワ ップ取引がインターバンク市場に実際に取り次 がれて実行されるとは限らないものの、FX 取引 においては、例外なく、外貨を直接保有する場 合(為替リスクが伴う。)には必要のないスワッ プ金利 (スワップ・ポイント) に等しい (ある いは、それに準じた)金銭の遣り取りが実際に 行われることから、FX 取引に係るバイファケー ションにおいて FX スワップ取引が必須である ことをも併せ考えれば、「FX 取引の中で FX ス ワップ取引が実質的に行われている」あるいは 「FX 取引には FX スワップ取引が内包されてい る」と推認することが十分にできるものと思料 される。なお、米国においては「多くの業者が インターバンク直結のビジネスモデルを採用し ている」ことから、FX 取引業者がスポット取引 や FX スワップ取引などの要素取引を実際にイ ンターバンク市場に取り次ぐことが一般的なよ うである。尾関高「最近の米国における FX 規 制の動き」(2009年4月27日、FOREX PRESS) (平成 23 年 5 月現在) http://www.forexpress. com/columns/blog.php?ID=300&uID=ozeki 参 照。そして、FX 取引業者によるそのような取引 は、個々の顧客からの取引が集約されてインター バンク市場に取り次がれたものとみなせること から、その集約された取引の経済的効果というも のは、個々の顧客の取引に対する経済的効果が集 約されたものとみなすことが可能であろう。

- (30) 外貨間の FX スワップ取引の場合もあるが、 外貨に係る債権債務の変動については、所得税 法第57条の3《外貨建取引の換算》第1項の規 定により、当該外貨建取引を行った時における 外国為替の売買相場により換算した円換算額に 基づき各年分の各種所得の金額が計算されるこ ととなる。
- (31) インパクトローン (使用の目的に制限のない 外貨による貸付け) に係る為替差益は、弁済の ため邦貨を元本相当額の外貨に換えた時に確定 すると解すべきとされている。金子宏『租税法 〔第16版〕』(平成23年、弘文堂)251 頁参照。
- (32) バイファケーションに対する一般的な批判については、OECD「Innovative Financial Transactions: Tax Policy Implications」(2001年、Ad Hoc Group of Experts on International Cooperation in Tax Matters Tenth Meeting (UN)) 28~31頁(平成23年5月現在)http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/un/unpan002448.pdf参照。
- (33) ただし、この場合、値洗いなしのロールオーバーによる FX 取引については、営業日ごとに売買評価損益を清算しないものとして取り扱われてきたこれまでの経緯などにも配慮すべきことになろう。
- (34) 平成 12 年の法人税法の改正で一定の範囲で 時価主義が導入された。前掲注(31)同書 289 頁 参照。なお、時価会計については、例えば、広 瀬義州『財務会計(第10版)』(2011年、中央 経済社) 163~165 頁など参照。
- (35) 法人税法第61条の5《デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等》、法人税法施行規則第27条の7《デリバティブ取引の範囲等》第1項第2号参照。
- (36) ストラドル取引(straddle)とも呼ばれるが、 米国では内国歳入法 1092条《ストラドル取引》によって、その損益が相殺関係にある複数の動産の一部を処分した損失については、未処分の動産の公正市場価格に基づく期末時価評価益に相当する部分を繰り延べることとされている。また、1986年の税制改革において、商品先物業者によるストラドル取引を用いた利益操作対策として内国歳入法 1256条に基づく期末時価評価制度が個人及び法人に対して導入された経緯

- がある。Attain Capital Management「The Tax Benefits of Futures」(2007年)(平成 23年5月 現在)http://www.attaincapital.com/managed_ futures_newsletter/9 参照。
- (37) 前掲注(3)参照。
- (38) 我が国の法人税制における時価主義に基づく デリバティブ取引課税が権利確定主義の例外規 定であることについては、前掲注(31)、同書 289 ~293 頁参照。
- (39) デリバティブ取引などの新金融商品又は新金融取引の取扱いを既存税制と調整する方法としては、①一般的な財務会計基準に準じて課税すること、②バイファケーションを用いて要素取引に分解し、その経済的実質に基づき課税すること、③インテグレーションを用いて実現主義ないし権利確定主義を緩和してヘッジ取引等を許容するとともに、悪質な租税回避行為を防止すること、④時価主義に基づいて課税すること、⑤悪質な租税回避行為について個別に又は通則的な対抗策を講じることが挙げられる。前掲注(32)、同資料 26~39 頁参照。ちなみに、時価主義方式の限界については、前掲注(3)、同資料参照。
- (40) なお、例えば、金融商品に係る期末時価評価制度を個人所得税制にも導入する際には、特に金融商品取引を業務として行っていない個人納税者に対して時価評価のための技術的な支援をどのように制度化するかが課題と考えられるが、「クラウド・コンピューティング」に代表されるIT化社会の更なる進展を踏まえれば、そのハードルはそれほど高くはないものと考えられよう。